

磁気共鳴画像診断装置（MR I）及びX線断層撮影装置（CT）購入に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 調達物品名及び数量

- 1.5 T磁気共鳴画像診断装置（MR I） 一式
64列～80列X線断層撮影装置（CT） 一式
上記機器を同一メーカーセットでの調達を行う。
※詳細は仕様書のとおり

2. 納入期限

平成30年3月21日（水）まで（平成30年3月21日までに動作確認等行い、検査ができる状態にあることとする。）

3. 納入場所

島根県雲南市大東町飯田96番地1
雲南市立病院

4. 選定スケジュール

調達受注予定者の選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
6月8日（木）	公告
6月8日（木）～6月15日（木）	参加申請書兼誓約書受付期間
6月8日（木）～6月15日（木）	質問受付期間
6月20日（火）	質問回答
6月21日（水）～6月23日（金）	提案書受付期間
6月30日（金）	プレゼンテーション・質疑応答
7月3日（月）	調達受注予定者選定結果通知

5. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加する事業者（以下「参加者」という。）は、次の資格要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 中国5県に本社又は営業所を有しており、中国5県内にある公立病院の内、病床数200床以上の病院に納品した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 告示日の日から契約の締結日までに、雲南市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。また、国及び他の地方公共団体の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者(更生計画又は更生計画が認可された者を除く。)であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

6. 参加申請

(1) 提出書類

- ① 参加申請書兼誓約書（第1号様式）
- ② 実績一覧表（第2号様式）
- ③ 会社概要（第3号様式）
会社案内、パンフレット等があれば添付すること。

(2) 提出部数

- ①は1部、②・③は2部

(3) 提出期間

公告の日から平成29年6月15日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(5) 提出方法

持参により提出すること。

(6) 参加の無効

次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザルへの参加を無効とし、書面によりその旨を通知する。

- ① 「5 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提出した場合
- ② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合

7. 参考資料の貸与

(1) 次の資料については、参加申請者に無償で貸与する。

- ① 新病院1階全体平面図（pdf形式）
- ② 新本館棟1階総合図（dwg形式）
- ③ 配置図（pdf、dwg形式）
- ④ CT・MRIまわり総合図（pdf形式）
- ⑤ シールド工事詳細図1（pdf、dwg形式）
- ⑥ シールド工事詳細図2（pdf形式）
- ⑦ 電気条件図（pdf形式）
- ⑧ MRI関係動力盤（pdf形式）
- ⑨ 1次側電気設備（pdf形式）
- ⑩ MRI工事区分表（pdf形式）

(2) 資料の貸与にあたっては、必要事項を記入し、次の資料を提出すること。

- ① 貸与資料受領証（第7号様式）
- ② 守秘義務の遵守に関する誓約書（第8号様式）

(3) 貸与した資料については、提案書提出時まで返却すること。

8. 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関する質問の受付は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

平成 29 年 6 月 8 日（木）から 6 月 15 日（木）まで
ただし、正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 提出方法

「質問書」（第 4 号様式）に必要事項を記入のうえ、持参又は電子メールにて提出すること。
ただし、持参の場合は、電子データ（CD-R に保存したもの）も提出すること。
なお、電話及び F A X による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を特定できる情報を削除のうえ、平成 29 年 6 月 20 日（火）までに、参加者全員に電子メールにより回答する。

9. 提案書及び見積書の提出方法等

(1) 提出書類

① 提案書類提出届（第 5 号様式）

② 提案書（任意様式）

提案書は、「仕様書」及び評価基準の内容を考慮し、提出すること。

③ 見積書（任意様式）

機器単価、付属品等、その他必要な経費等の詳細な区分がわかるように記載した見積内訳書を添付すること。なお、値引き等の表現はおこなわないこと。

④ 見積内容

- ・仕様書を踏まえ、MRI・CT セットでの見積価格とすること。
- ・保守費用については、保証期間（1 年）終了後 5 年分の見積価格とすること。尚、プラン内容については、フルメンテナンスプランとし、内容が分かるものを添付すること。
- ・MRI の使用件数 300 件/月、CT 使用件数は 450 件/月とする。
※保守見積内容については、公平を期すためにフルメンテナンスプランとしていますが、契約内容がフルメンテナンスプランになるとは限りません。

(2) 提出部数

① 提案書類 正 1 部及び副 14 部の計 15 部（A4 版とする。）

② 見積書 1 部

(3) 提出期間

平成 29 年 6 月 21 日（水）から 6 月 23 日（金）正午まで

(4) 提出場所

「12 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(5) 提出方法

郵送または持参により提出すること。但し、郵送の場合において提出期限を過ぎて到着した場合は欠格とする。

10. 選定方法

(1) 選定方法

選定は提出書類及びプレゼンテーションを実施し、機器の性能及び機能、保守サービス体制、見積価格など、総合的に判断し、評価項目ごとに点数付けし、最高得点者を調達受注予定者として選定する。尚、審査・評価は、選定委員会で行う。

(2) 評価基準

プレゼンテーションを実施するので、企画提案書は評価項目及び評価する内容に沿ってわかりやすく作成すること。

1. 費用

審査項目		評価項目	評価する内容	配点
一次審査	書類審査	1. 見積価格	価格の評価 (MRI・CTセット購入費用)	50
		2. 保守費用	保守費用の評価 (MRI・CT保守5年分費用)	50
	1次審査 計			100

2. 仕様・サポート体制など

審査項目		評価項目	評価する内容	配点
二次審査	提案内容及びプレゼンテーション	1. 性能評価	MRI・CTの性能及び機能が充実しているかなど。	50
		2. 保守対応等	最適な保守プランの提案であるか。 (ランニングコストを抑えるためのプランとなっているかなど) 修理・障害対応について迅速に対応できるか。	35
		3. 提案内容	自由提案 (稼働率を上げ、収益を上げるための提案など) 当院に対し、誠実で熱意のある提案であったかなど。	15
	2次審査 計			100
1次審査・2次審査 合計				200

(3) 選定結果の通知

選定結果は、平成29年7月3日(月)に、提案書提出者全員に通知する。

(4) 契約締結

選定された調達受注予定者は、提出書類に基づき、具体的な構成内容及び金額について当院と協議し、合意に達した場合に契約を行う。

当院は、選定された調達受注予定者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において調達受注予定者との契約が締結できない場合は、当該調達受注予定者の優先交渉権を取り消し、次点者を調達受注予定者として契約交渉を行う。

1.1. プレゼンテーション

(1) 実施日時

平成29年6月30日(金) 時間は別途連絡する。

- (2) 場所
雲南市立病院 4階大会議室
- (3) 持ち時間
40分(プレゼンテーション25分、質疑応答15分)とする。
- (4) プレゼンテーション実施方法
 - ① 順番については、「提案書」の提出の遅い順とする。
 - ② プレゼンテーションに当っては、提出された提案書についての説明を行うこととする。

1.2. 問い合わせ先及び提出先

〒699-1221

島根県雲南市大東町飯田96番地1

雲南市立病院 総務課 管財係

電話番号 : 0854-43-2442 (直通)

FAX番号 : 0854-43-2398 (代表)

メールアドレス : fujihara-tomio@city.unnan.shimane.jp

1.3. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。また、原則として、書類提出後の記載内容変更は認めない。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 選定に関する審査結果については、一切異議申立てを受け付けない。
- (5) 提案書提出後、当院の判断で参加者に補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 参加者は、当院及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (7) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。